相生市外部評価の実施回数の緩和の適用に係る事務取扱要領

平成24年4月1日

（趣旨）

第１条 この要領は、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第72条第２項及び第97条第７項等に規定する自己評価・外部評価の実施について（平成18年10月17日老計発1017001厚生労働省老健局計画課長通知）」の２の（３）の外部評価の実施回数を２年に１回とすること（以下「実施回数の緩和」という。）について、「兵庫県における指定小規模多機能型居宅介護事業者及び指定認知症対応型共同生活介護事業者等が実施する外部評価の実施回数の取扱いについて」を踏まえ、指定小規模多機能型居宅介護事業者及び指定認知症対応型共同生活介護事業者等（以下「事業者」という。）に対し実施回数の緩和を適用する場合の手続きを定めることにより、外部評価の円滑な実施に資することを目的とする。

（実施回数の緩和の申請）

第２条 事業者は、次項に定める要件をすべて満たす事業所について、実施回数の緩和の適用を受けようとする場合は、市長が定める期日までに、「地域密着型サービス第三者評価受審頻度緩和認定申請書」（様式１）に要件を満たすことを証する文書を添えて、市長に申請しなければならない。

２ 実施回数の緩和の適用を受けるための要件は、次のとおりとする。

(1) 実施回数の緩和の適用を受ける年度の前５年間において継続して外部評価を実施していること。（実施回数の緩和の適用を受けたことにより外部評価を実施しなかった年度は、前５年間において継続して実施していることとした要件の適用に当たっては実施したものとみなす。）

(2) 実施回数の緩和の適用を受ける年度の前年度において実施した外部評価の「自己評価及び第三者評価結果」及び「目標達成計画」を提出していること。

　　（平成２１年１１月１日受付分以前の受審は「自己評価結果票」及び「第三者評価結果概要表」の写し）

(3) 実施回数の緩和の適用を受ける年度の前年度において、運営推進会議を６回以上開催していること。

(4) 前号の運営推進会議において、市の職員又は地域包括支援センターの職員が必ず

　出席していること。

(5) 「兵庫県外部評価機関選定要綱」に規定された「自己評価及び外部評価結果」のうち、外部評価項目の２、３、４及び９の実施状況に係る外部評価が適切であること。

（実施回数の緩和の適用）

第３条 市長は、前条第１項の申請書の内容を審査した結果、同条第２項の要件をすべて満たしているものと判断した場合は、当該事業所について実施回数の緩和を適用することができる。

２ 市長は、実施回数の緩和を適用した場合は、当該事業者に対し、地域密着型サービス第三者評価制度受審頻度緩和認定証明書（様式２）により通知する。

（適用の取消し）

第４条 市長は、実施回数の緩和を適用した事業所について、第２条第２項に規定する要件のうちいずれかの要件を満たさない事実を確認した場合等、実施回数の緩和の適用を取消すべきと判断した場合は、当該実施回数の緩和の適用を取り消すことができる。

附則

この要領は、平成２４年４月１日から施行する。